

第5 経理の状況

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
- (3) 当社の中間連結財務諸表及び中間財務諸表は、平成15年3月中間期より作成しております。従って前年同期との比較については記載しておりません。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、当中間連結会計期間(平成14年10月1日から平成15年3月31日まで)の中間連結財務諸表及び当中間会計期間(平成14年10月1日から平成15年3月31日まで)の中間財務諸表について、八重洲監査法人により中間監査を受けております。

